

東日本大震災における地方3団体の支援活動について

資料 5

団体名	全国知事会	全国市長会	全国町村会
発災時の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災県-応援県」の態勢を構築 ・3/12 知事会より都道府県へ「本部設置」、「支援の要請」、「物資の照会」の文書を出し、ブロック幹事県へ被害情報提供 ・3/13被災県からの物資、人材の支援要請を受け、全県FAX照会 ・3/14被災県からの生活物資支援要請を調整し、各県に搬送を開始 ・東京事務所長会議を開催、業務への協力を要請(中国、四国、九州地方東京事務所17県から3/17より職員派遣 物資担当、人材担当に分け対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/12対策本部を設置 ・3/16応援要請と応援提供に係る専用掲示板(「緊急災害支援掲示板」)を設置し、物的支援を中心に被災市町村と全国の市区の橋渡しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/11「町村協力本部」を設置 ・3/14地震関連支援情報を町村会専用HPへ掲載開始(政府の支援策、被災町村からの物資要請等) ・3/16原発事故に対する緊急要請 ・3/18震災の緊急対策、復旧・復興に関する緊急要望 ・3/24農産物の出荷制限に関する緊急要望 ・このほか、3月末以降、政府、国会へ要請活動を実施 ・全国町村会長による現地状況把握実施(3/31宮城県、4/11岩手県、4/21福島県)
支援関係(人的)	<ul style="list-style-type: none"> ・発災当初は短期間の人的支援(避難所等における物資配給要員、避難者名簿の作成要員等)が必要 (受援側も数日間に対応不能状態) ・一定期間経過後は、被災証明、応急危険度判定、義援金支給等の業務への人的支援が必要 ・人的支援の実績として、被災県からの要請人数702名に対し、知事会によるマッチング人数は632名、派遣可能人数照会結果は1,101名(3/23~4/21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災後、総務省、被災県及び全国町村会との協力により、被災市町村に対する職員派遣のためのスキームを構築 ・震災当初に実施した短期的な応援を中心とした職員派遣では、4/11時点で、673名の派遣要請に対し約2,000名の派遣可能と申出あり ・短期的な応援では、罹災証明書発行、物資の管理、避難所運営への要請が多い ・震災の約3か月後には、総務省、被災県、都道府県市長会、全国町村会及び都道府県町村会との協力により、市町村行政機能の維持・回復、災害復旧・復興のための中長期的な職員派遣を実施 ・中長期的な職員派遣では、8/23時点で、157名の派遣要請に対し9割を超える数の職員の派遣が決定。税務職、技術職(土木、建築、電気等)、ケースワーカーへの要請が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初は、避難所運営や復旧事務関係の要請が多かった ・4/11時点での短期的な職員の派遣要請673名に対し、派遣可能数約600名 ・中長期的な職員派遣についても現在実施しており、要請職種は土木、建築等専門職種が多い

東日本大震災における地方3団体の支援活動について

団体名	全国知事会	全国市長会	全国町村会
支援関係 (物的)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初「緊急性の高い食糧、毛布等の物資提供」が主なもの ・物的支援の実績として、コメなどの食料品、毛布等の生活用品、紙おむつなどの衛生用品、重油などの燃料を提供(3/12~4/19の実績を整理し報告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害支援掲示板への物的支援に係る投稿件数(8/16現在)は、支援要請については延べ52市(4町3村)、応援提供については199市(1県) ・緊急災害支援掲示板において物的支援がなされた例としては、食料、飲料水、燃料、生活用品(毛布、衣類等)、衛生用品(マスク、紙おむつ等)、電化製品(テレビ、炊飯器等)、学用品(ランドセル、鉛筆等)、玩具等がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地より食料、飲料水、衣類(肌着、作業着等)、衛生用品(簡易トイレ、紙おむつ等)、毛布、石油ストーブ等の物資の要請が随時あり、3回にわたり全国の町村へ支援を要請 ・物資搬送は「知事会-自衛隊ルート」を活用することとし、全国の町村へ周知 ・夏場を迎えて扇風機の需要があり、全国の町村へ支援を要請(1か月足らずで希望数量を充足)
協定関係	<ul style="list-style-type: none"> ・知事会として広域応援の仕組みで被災県を支援したのは今回が初めて ・都道府県間の既存の応援協定による応援も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市提携や災害協定等で応援しているケースも多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹町村提携や災害協定等で応援しているケースも多い
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・膨大な物資の輸送のため、知事会が防衛省と交渉し、自衛隊へ輸送を依頼(各県内指定駐屯地から被災県の駐屯地まで空路による輸送を決定)(3.16~) ・事務局は各県からの応援で対応 ・被災ブロック内で複数県が同時被災し、幹事県等で調整することが困難 →今回の教訓を活かし、広域応援のあり方について見直しを実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により役場機能喪失に陥った団体は、掲示板等のシステムの活用が困難な場合もあり、配慮が必要と考えられる ・短期的な応援を中心とした職員派遣では、マッチングに時間がかかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援については、多くの派遣申し出があったが、マッチングしなかった町村も多数出た ・岩手県、宮城県、福島県の被災町村の仮役場移転の情報等を随時提供 ・全国町村会が窓口となり、町村、町村会等から義援金を受け入れ、被災3県の町村会へ送金 ・12/3~4に町村の魅力を訴えるイベントを開催予定。その中で、「東日本大震災復興支援ゾーン」を設け、被災地の復興支援を行う

東日本大震災における関西広域連合の取組

【広域連合委員会の開催】

3月11日 東日本大震災発生

3月13日 緊急の広域連合委員会

◆ 支援対策に係る緊急声明(第1次)を公表

- ① 被災地対策
- ② 支援物資等の提供
- ③ 応援要員の派遣
- ④ 避難生活等の受け入れ

◆ カウンターパート方式による
応援担当府県を決定

◆ 現地連絡所の開設を決定



[緊急の広域連合委員会]

3月29日 広域連合委員会を開催

◆ 支援対策に係る緊急声明(第2次)を公表

東日本大震災における関西広域連合の取組

【広域連合の支援体制】

■ カウンターパート方式 による支援



迅速かつ機動的で継続性を
持った責任ある支援

(3月13日の広域連合委員会で決定)

◆ 現地連絡所の設置

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、鳥取県、徳島県
	※ 3月20日に現地連絡所を現地支援本部に改組 (気仙沼市、南三陸町、石巻市に支援本部を設置(3/23))		
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
	※ 4月1日より岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと拡充 ※ 5月9日より遠野市役所内に現地事務所を開設		
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	滋賀県、京都府
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	
	※ 福島県現地連絡所は原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。 ※ 6月25日をもって福島県庁に連絡所を統合。		

東日本大震災における関西広域連合の取組

【広域連合の支援状況】

(関西広域連合広域防災局作成資料)

■ 物資の送付(9月4日現在)

アルファ化米(約26万食)、飲料水(約46万本)、毛布(約64千枚)、簡易トイレ(約21千基) など

■ 職員の派遣(9月4日現在)

110人(累計44,714人・日)※ピーク時387人/日
※警察、消防、DMAT、市町村職員を除く。

■ 避難者の受入れ(9月1日現在)

1,045世帯2,776人(公営住宅等)



[現地事務所]



[救援物資]



[保健師の活動]

東日本大震災における関西広域連合の取組

【広域連合の今後の支援】

(関西広域連合広域防災局作成資料)

■ 専門的知識を有する人員派遣

- ✓ 被災者の生活 避難所 → 仮設住宅に
- ✓ 被災地 緊急対応のステージ → 復旧・復興のステージに



現地の中・長期的支援体制の整備・充実

ノウハウ
経験

専門的知識を有する職員の中・長期派遣

まちづくり専門家、コミュニティ支援アドバイザーの派遣 など

■ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の伝承

- 被災地が主体となった復興計画、まちづくり復興計画などの策定支援

支援

阪神・淡路大震災の際、被災地がまとめあげた「阪神・淡路大震災復興計画」等の作成にかかるノウハウ・経験等の伝授

地方公共団体における受援計画等の策定(例)

1. 四国4県広域応援協定に基づく愛媛県広域受援計画
2. 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画
3. 岐阜県災害時広域受援計画
4. 海老名市「災害時における広域応援部隊の受入に関する協定」

四国4県広域応援協定に基づく愛媛県広域受援計画

【概要】

大規模災害が発生した場合、愛媛県が「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」に基づき、他県から派遣される応援隊の受入れについて定めたもの。前述の協定では、広域応援の種類(第5条)について、「(1)物資及び資機材の提供」「(2)施設、設備及び機器の使用又は貸与」「(3)職員の派遣」「(4)試験検査等の実施その他の役務の提供」「(5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項」と定めている。

【策定期】 平成19年2月

【主な内容】

(1)準備に関する記載内容

- ・応援等調整担当を県災害対策本部及び支部に設置し、活動地域の決定、連絡調整、後方支援等を実施。
- ・その他、緊急輸送道路の道路パトロール、被害状況の収集、応援隊の受入準備等を実施。

(2)受入れに関する記載内容

- ・参集場所及び到達ルートを決め、参集場所へ要員を配置。
- ・緊急輸送道路確保のため、地方整備局・高速道路会社・県警などと連携して復旧・交通規制等を実施。
- ・宿泊施設や活動車両の駐車スペース等活動拠点を確保。

(3)その他に関する記載内容

- ・参集場所や活動拠点へ誘導するための情報提供、活動拠点の開設及び報告。
- ・被災地における指揮命令(愛媛県知事の指揮により活動)。
- ・応援隊の活動地域の調整。
- ・県災害対策本部支部が主催する現地連絡調整会の開催(他県応援隊、市町、県の合同による)。

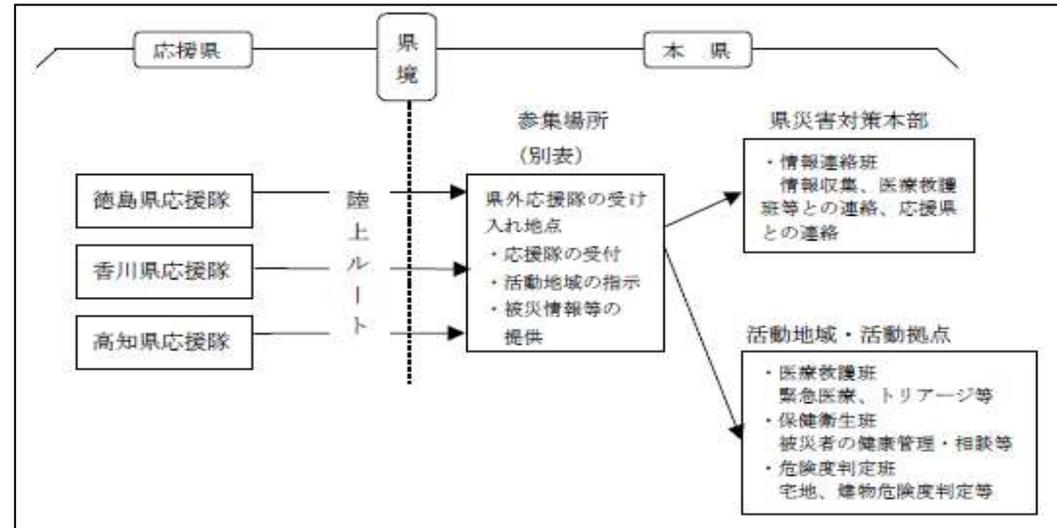


図 応援隊に係る県内への受入れの流れ

東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画

【概要】

東海地震応急対策活動要領及び平成16年6月の中央防災会議幹事会の申し合わせ事項である「国要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づく国の救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動に関し、本県が迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため策定したものの。

【策定期期】

平成17年4月(平成18年10月、平成21年5月修正)

【主な内容】

基本方針として、以下を明記。

- 突発的に東海地震が発生した場合の対応(県災害対策本部、市町災害対策本部の実施事項(情報収集・報告、当該地域の防災関係機関による救助活動等の実施等)を明記)。
- 国の現地本部(警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁含む)及び県と調整会議を実施。
- 進出拠点(足柄SA、浜名湖SA)や広域搬送拠点・広域物資拠点等における通信の確保。
- 救助活動等が長期化した場合の応援部隊等の生活物資の確保に関して、国の現地本部と協議。
- 臨時ヘリポートの開設、具備すべき条件の確保、使用方法、応急復旧、ヘリコプターへの燃料確保、民間の患者県内搬送用ヘリコプターの夜間駐機等について。
- 航空機を利用した救出・救助活動、経費負担、全国知事会への応援要請 など。

※その他、個別計画として、「救助活動、消火活動等」「医療活動」「物資調達」「輸送活動」の計画を明記。また、それぞれの活動要領もあり。

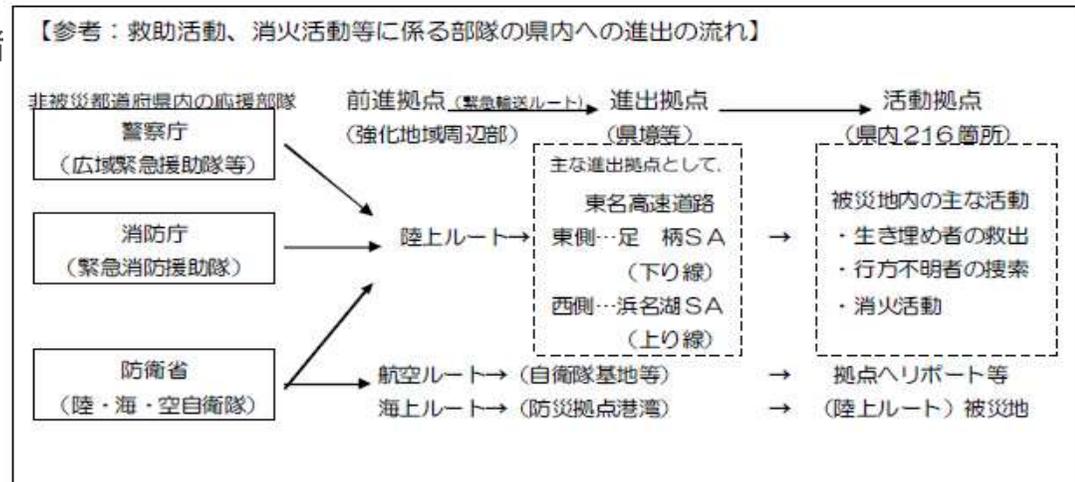


図 救助活動、消火活動等に係る部隊の県内への進出の流れ

岐阜県災害時広域受援計画

【概要】

岐阜県に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受け入れ体制について定め、効率的・効果的な災害応急対策の実施を図るために策定したもの。

【策定期期】

平成17年度

【主な内容】

■全市町村に応援部隊の活動拠点となる「活動拠点候補地」を249箇所指定。あらかじめ定めた活動拠点候補地から活動拠点を指定し、応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応急活動を実施。

<選定要件>

- ・救援物資の集積拠点機能、緊急消防援助隊・広域緊急援助隊・自衛隊災害派遣部隊の活動拠点、広域医療搬送用拠点としてそれぞれ基準あり。
- ・その他、非常用電源、市町村防災無線（非常用無線）、耐震性の確保、市町村災害対策本部から近い、第1次・2次緊急輸送道路沿いの条件あり。

■全市町村に物流拠点となる「一時集積配分拠点」を119箇所指定。緊急物資を迅速に避難所まで届ける手段として、阪神・淡路大震災の教訓から設置。

<業務>

- ・一時集積及び分類
- ・避難所等の物資重要情報の集約
- ・配送先別の仕分け
- ・小型車両への積み替え、発送

■広域災害に対応するため「広域防災拠点」を6施設指定。

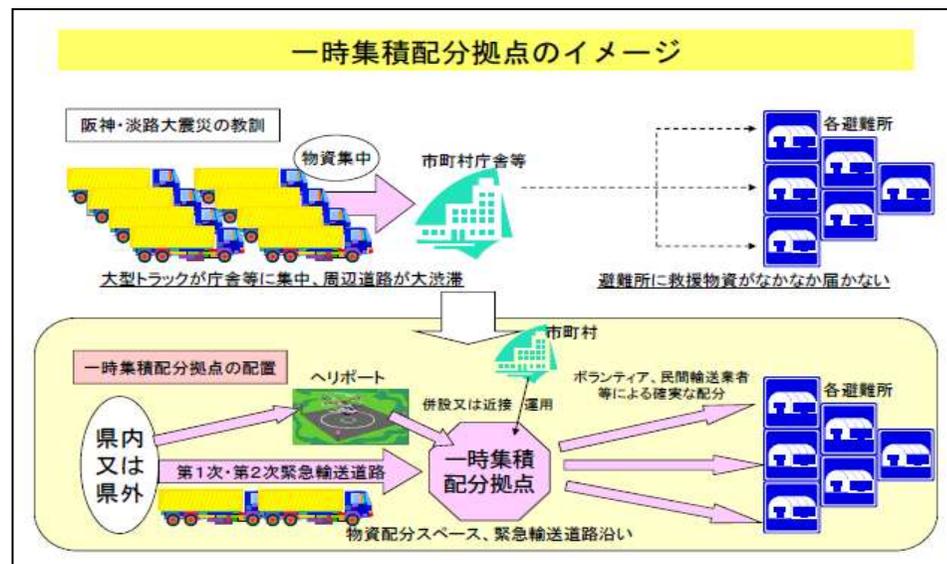


図 一時集積配分拠点のイメージ

海老名市「災害時における広域応援部隊の受入に関する協定」

【概要】

海老名市地域防災計画に位置づけられている「広域応援部隊」(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊)の受入について、被災地での円滑な救助活動などを行うことができるようあらかじめ活動の拠点となる施設等を民間会社との協定で定めたもの。

【協定締結時期】

平成10年4月3日

【主な内容】

■阪神・淡路大震災を契機に、神奈川県では「広域応援部隊」(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の3部隊)を確立して「地域防災計画」に明記、海老名市でも「広域応援部隊」の県に対する要請を「地域防災計画」に明記。

■神奈川県において、3部隊の受け入れ施設選定作業を行うよう市町村に指示。選定基準は以下のとおり。

1. 部隊の進入経路を決定する際に重要になる緊急交通路や緊急輸送路へのアクセス状況
2. 受入施設は、避難所に指定されていないこと
3. 県立施設、市町村立施設のみならず民間施設の活用を図る
4. 部隊の編成は、各隊100人程度、活動期間2週間程度、車輛を伴うもの

■海老名市では、市内の公共施設は既に避難所に指定されているなど受入施設として困難であったため、民間施設で検討し、施設管理者と協議の上、協定を結んだ(海老名プライムタワーを管理する(株)海老名第一ビルディングとの協定)。

表 部隊ごとの受入施設一覧

部隊名	受入施設
自衛隊	海老名運動公園(野営) (市立運動公園)
緊急消防援助隊	ザ・ウイングス (民間施設 総合結婚式場)
広域緊急援助隊	海老名プライムタワー (民間施設 貸事務所)